

○塩釜地区消防事務組合低入札価格調査制度実施要綱

平成31年3月26日

庁訓第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が一般競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要綱の準用)

第2条 塩釜地区消防事務組合低入札価格調査制度実施要綱は、塩竈市低入札価格調査制度実施要綱（平成28年告示第17号）を準用する。この場合において、本則中「本市」とあるのは「本組合」と、「塩竈市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する要綱」とあるのは「塩釜地区消防事務組合建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する要綱（平成31年庁訓第13号）第2条において準用する塩竈市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する要綱」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「塩竈市工事請負業者等指名委員会規程（昭和57年庁訓第4号）」とあるのは「塩釜地区消防事務組合工事請負業者等指名委員会規程（平成2年庁訓第8号）」と読み替えるものとする。

附 則

この庁訓は、公布の日から施行する。